

ウェブ登記手続案内のご案内



ウェブ登記手続案内とは？

ウェブ会議を利用して、法務局の担当者から登記手続に関する一般的な説明を受けることができるサービスです。

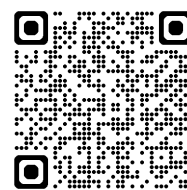
申請書の様式などの資料を、画面上で確認することも可能です。
お手元のパソコンやスマートフォンから利用することができます。
また、予約は専用サイトから24時間可能です。

ご利用の流れ

①予約

インターネットで「法務局手続案内予約サービス」にアクセスして予約してください。

https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu-jm-1250-u/reserve/offerList_initDisplay.action



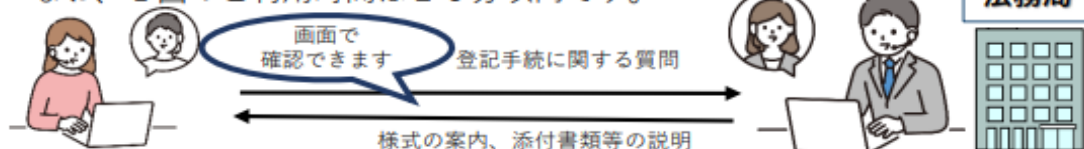
②招待メールの受信

法務局から、ウェブ会議招待メールをお送りします。

③ウェブ登記手続案内

予約日時になりましたら、ウェブ会議招待メールに記載されているURL等からウェブ会議に参加して、法務局担当者とお話してください。

なお、1回のご利用時間は20分以内です。



ご注意ください

- ウェブ登記手続案内でご案内できる対象は、那覇地方法務局管内（本局・支局・出張所）の不動産登記手続と、会社・法人に関する登記手続です。
- ウェブ登記手続案内は、「Cisco Webex Meetings」（Cisco Systems, Incが提供するウェブ会議サービス）を利用するため、インターネット接続及びウェブ会議が利用できるパソコン、スマートフォン又はタブレットが必要です。なお、ウェブ登記手続案内の利用にかかる通信料は、利用者のご負担となります。
- スマートフォン又はタブレットを利用する場合、「Cisco Webex Meetings」（無料版）のアプリが必要となりますので、あらかじめインストールをお願いします。
- ウェブ会議のネットワーク回線の通信状況により、不具合が生じるおそれがありますので、あらかじめご了承ください。

登記手続案内をご利用の皆様へ



事前予約制

事前予約制ですので、前日までにご予約をお願いします。



ご利用は原則 申請者本人

来庁できないやむを得ない事情がある場合には、そのご家族等、登記名義人が会社・法人である場合は代表者（従業員を含む）に限ります。税理士・行政書士・委任状のない代理人等のご利用はお断りします。



1回 20分以内

ご利用時間は1回20分以内です。事前に申請書の様式及び記載例をご確認ください。
なお、1人（1組）1日につき1枠とさせていただきます。



書類は ご自身で作成

申請書の書き方や注意事項等について説明しますが、担当者が書類に手を加えたり、具体的な事案に沿ったアドバイスをすることはできません。現在の登記の内容は、登記事項証明書を取得するなどしてご確認ください。



事前審査・ 法的判断は できません！

登記申請の前提となる法律行為(契約など)等に関する助言や法的判断、登記申請前の書類に不備がないかどうかの審査はできません。



補正の可能性 があります

登記申請後に書類の訂正等のために法務局にお越しいただくことや追加で書類の提出をお願いすることがあります。登記手続案内は、登記の完了を保証するものではありません。

※事前に登記申請書の様式及び記載例をご確認・ご用意ください。

↓ 登記申請書様式 & 記載例はこちら ↓



不動産登記



商業・法人登記

